

事業許可申請書類を作成する際に検討する事項及びそれらの事項の記載例への反映箇所（例示）

申請に当たっては、下表の左欄の事項について検討が必要です。検討した事項は、それぞれ右欄の該当箇所に反映します。

なお、検討事項の反映の方法は、作成手順（例示）に記載しているので、参考にしてください。

※ 本検討事項は、一般的な申請の「例示」です。各申請書類を作成した後に内容を確認の上、自社の内容に合わない条文等は適宜修正してください。

検討事項	各申請書類の記載例のうち、検討事項を反映する箇所			
	事業許可申請書	特定信書便役務の内容	信書便約款	信書便管理規程
<p>●取り扱う特定信書便役務の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号役務（90 cm超え又は4 kg超え） ・ 2号役務（3時間以内送達） ・ 3号役務（料金の額が1,000円超え） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 事業計画(1) ・ 1 事業計画(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 役務の名称 ・ 3 役務の内容(1),(2),(3), (4)及び(6) ・ 4 提供区域 	<p>第二条</p>	
<p>●役務の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号役務（ ） ・ 2号役務（ ） ・ 3号役務（ ） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 役務の名称 ・ 3 役務の内容(2)ウ ☆2号役務に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二条第一項 ・ 第三条第一項及び第二項 ・ 第五条第八号(2号のみ) ・ 第五条第九号(2号のみ) ・ 第七条(役務別の場合) ・ 第十五条 	
<p>●引受けの方法（役務別に）</p> <p>a 利用者が指定する場所での引受け （申込方法 ・電話・FAX・インターネット）</p> <p>b 営業所での引受け</p> <p>c 巡回・定期集配による引受け</p> <p>d その他（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号役務（上記 ） ・ 2号役務（上記 ） ・ 3号役務（上記 ） 	<p>1 事業計画(2)</p>	<p>3 役務の内容(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二条第一項 ・ 第五条 ・ 第十条 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第10条(1)及び(6) ・ 第18条第5項

検討事項	各申請書類の記載例のうち、検討事項を反映する箇所			
	事業許可申請書	特定信書便役務の内容	信書便約款	信書便管理規程
<p>●配達の方法 1（役務別に）</p> <p>a 対面交付（・必ず判取り・指図により判取り）</p> <p>b 受箱投函</p> <p>c メール室への配達</p> <p>d その他（ ）</p> <p>・ 1号役務（上記 ）</p> <p>・ 2号役務（上記 ）</p> <p>・ 3号役務（上記 ）</p>	1 事業計画(3)	3 役務の内容(2)	第十六条第一項	<p>・ 第12条(2)</p> <p>・ 第12条(3)</p>
<p>●配達の方法 2（2号役務に限る。）</p> <p>a 引受地から配達地まで直送</p> <p>b 一の引受地から複数の配達地に配達</p> <p>c 複数の引受地から複数の配達地に配達</p> <p>d 事業場に持ち戻り方面別に区分して配達</p>		3 役務の内容(2)ウ （2号役務に限る。）		
<p>●実測結果（2号役務に限る。）</p> <p>引受箇所数 箇所</p> <p>総走行距離 km</p>		3 役務の内容(2)ウ		
<p>●提供区域（役務別に）</p> <p>a</p> <p>b</p> <p>・ 1号役務（上記 ）</p> <p>・ 2号役務（上記 ）</p> <p>・ 3号役務（上記 ）</p>	1 事業計画(4)イ ☆ 2号役務に限る。	4 提供区域		

検討事項	各申請書類の記載例のうち、検討事項を反映する箇所			
	事業許可申請書	特定信書便役務の内容	信書便約款	信書便管理規程
<p>●送達手段（役務別に）</p> <p>a 四輪自動車（・普通・小型・軽）</p> <p>b 二輪自動車（・小型・軽）</p> <p>c 原動機付自転車（・一種・二種）</p> <p>d 軽車両（自転車）</p> <p>e 公共交通機関</p> <p>・1号役務（上記）</p> <p>・2号役務（上記）</p> <p>・3号役務（上記）</p>	<p>1 事業計画(4)ロ</p> <p>☆2号役務に限る。</p>	<p>・3 役務の内容(2)ウ</p> <p>☆2号役務に限る。</p> <p>・3 役務の内容(6)</p>		<p>・第10条(7)</p> <p>・第11条第1項</p> <p>・第12条(1)、(5)</p>
<p>●道路交通法令に関する事項</p> <p>2号役務を提供（・する ・しない）</p>	<p>1 事業計画(4)ハ</p> <p>（2号役務を提供する場合）</p>			
<p>●現在行っている事業</p> <p>・（ ）業</p> <p>・（ ）業</p> <p>・（ ）業</p> <p>・（ ）業</p> <p>・（ ）業</p>	<p>2 他に行っている事業</p> <p>の種類（日本標準産業分類に準拠して記載）</p>			
<p>●取扱信書便物の大きさ及び重量</p> <p>・ 1号役務</p> <p>（三辺の合計 cm以下）、（ kg以下）</p> <p>・ 2号役務</p> <p>（三辺の合計 cm以下）、（ kg以下）</p> <p>・ 3号役務</p> <p>（三辺の合計 cm以下）、（ kg以下）</p> <p>注：三辺の大きさを各々規定することも可</p> <p>（ cm× cm× cm）、（ kg以下）</p>		<p>3 役務の内容(3)</p>	<p>第七条</p>	

検討事項	各申請書類の記載例のうち、検討事項を反映する箇所			
	事業許可申請書	特定信書便役務の内容	信書便約款	信書便管理規程
<p>●配達日時（役務ごとに）</p> <p>a 配達予定日に記載がある場合 →記載の日</p> <p>b 配達予定日に記載がない場合 →引受日から一定の日数を経過した日</p> <p>c 送り状に記載した配達日時（利用目的も記載）</p> <p>d 3時間以内</p> <p>e その他（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号役務（上記 ） ・ 2号役務（上記 d ） ・ 3号役務（上記 ） 		3 役務の内容(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第五条第八号及び第九号（c及びdのみ） ・ 第十五条 ・ 第二十五条第二項 ・ 第二十七条第一項 ・ 第三十三条四項 ・ 第三十四条 ・ 第三十五条第二項 	第12条(6)、(7)、(8)、(9) ☆主に2号役務を提供する場合の例。
●引受け時間		3 役務の内容(5)		
●料金		5 料金		
●巡回・定期集配の契約条件（実施する場合のみ） 月（ ）日以上かつ（ ）か月以上の継続差出し			第三条第一項第二号	
<p>●送り状の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必ず発行する ・ 発行しない場合もあり 	事業計画(3)	3 役務の内容(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第五条但し書き ・ 第十一条第二号 ・ 第十二条但し書き ・ 第三十一条第三項 ・ 第三十三条第一項 	
<p>●料金の収受の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引受け時に収受 ・ 引渡し時に収受 ・ 役務提供後に請求により収受 ・ 前金払又は概算払により収受 ・ その他（ ） 			第十三条第一項	

検討事項	各申請書類の記載例のうち、検討事項を反映する箇所			
	事業許可申請書	特定信書便役務の内容	信書便約款	信書便管理規程
●信書便管理者の選任 ・ 取締役 ・ 部長 ・ 課長 ・ 配送管理者 ・ その他 ()				第4条
●事業開始の予定日 (年 月 日)		1 事業開始の予定日	認可申請書実施予定日欄	
●申請者名	1 事業計画(2)	3 役務の内容(1)	・(会社名) 信書便約款 ・第一条	・(会社名) 信書便管理規程 ・第1条